

移動等円滑化取組計画書

2022年 8月 25日

住 所 東京都江東区東雲 2-6-1
事業者名 国際自動車株式会社 (T1)
代表者名 取締役社長 牛久 恭文
連絡先 03-5520-5934

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項 コロナ禍における感染拡大防止として、低濃度オゾン発生器・空気清浄モニター・ミラクルガードL（飛沫防止板）をニューノーマルタクシーと位置付け導入済。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務社員は全員、初乗務前に実車研修を行い、その後も定期的に実車研修を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	2022年4月時点でセダン車両を全車ユニバーサルデザイン車両（JPN TAXI）に代替済み。（1,087台/1,099台）※一部ミニバン車両を除く
ニューノーマルタクシー	低濃度オゾン発生器、空気清浄モニター、ミラクルガードL（飛沫防止板）を2021年11月全車装着完了。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期点検	導入したユニバーサルデザインタクシーについて、導入時と同等の機能を維持するため、定期的な点検等の必要な措置を講ずる。
教育訓練	導入したユニバーサルデザインタクシーについて、効果的な運用を行えるように、社内教育等の必要な措置を講ずる。

4. 8. 25

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務社員の配置	全乗務社員がユニバーサルドライバー研修を受講。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車種情報の提供	ホームページにて車種情報一覧の提供。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務社員の研修	新規雇用者全員がユニバーサルドライバー研修を受講する。 (2022年度 予定：283名)
車いす使用者の乗降支援の実技研修の実施	車いす使用者の乗降支援の実技研修を定期的実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	該当なし

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

利用者の声を集約して、取組の改善を行う。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
情報提供	ホームページにて車種情報一覧の提供。	当社で迅速に対応可能なホームページとしたため。

V 計画書の公表方法

対外的にはホームページで、社内ではポータルサイトで公表する。

VI その他計画に関連する事項

なし

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。